

令和6年度横浜市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

制定 令和6年10月21日 健障推第1520号（副市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている市内の障害福祉施設等が各種サービスを安定して行うための支援として実施する支援金（以下「物価高騰対策支援金」という。）の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（交付対象者）

第2条 物価高騰対策支援金の交付対象者は、別表に掲げる事業を実施する事業者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 横浜市内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営しているもの。
- (2) 令和6年5月1日以前に横浜市の指定等を受けて、申請日時時点で現に運営しているもの。

2 物価高騰対策支援金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費・燃料費及び食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引き上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

ただし、物価高騰の影響を利用者負担により解消されている場合は、交付対象外とする。

（物価高騰対策支援金の額）

第3条 第2条の規定により交付対象者に対して交付する物価高騰対策支援金の額は、別表のとおりとする。

（物価高騰対策支援金の対象経費）

第4条 物価高騰対策支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費・燃料費及び食材費ほか、物価高騰の影響を受けた経費とする。

なお、物価高騰対策支援金には、消費税及び地方消費税は含まないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

（交付申請）

第5条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、横浜市物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に申請書様式で定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（申請期限）

第6条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、市長が、別途定める期限

までに申請するものとする。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、第5条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、物価高騰対策支援金を交付すべきものと認めたときは、横浜市物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、物価高騰対策支援金を交付すべきでないと認めたときは、横浜市物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の交付決定通知書兼交付額確定通知書の交付を受けた場合において、当該通知書に係る物価高騰対策支援金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに横浜市物価高騰対策支援金交付申請取下げ書(様式第4号)に当該通知書の写しを添えて提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げを認めたときは、横浜市物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び物価高騰対策支援金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により物価高騰対策支援金の交付を受けた者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した物価高騰対策支援金の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、横浜市物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(物価高騰対策支援金の目的に沿った事業遂行)

第10条 物価高騰対策支援金の交付を受けた者は、物価高騰対策支援金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもってこの事業を行わなければならない。

2 物価高騰対策支援金の交付を受けた者は、物価高騰対策支援金を第4条に規定する経費以外の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第5条に定める交付申請書兼実績報告書により行うものとする。

(交付の請求)

第12条 申請者は、横浜市物価高騰対策支援金交付請求書(様式第6号)を作成し、第5条で規定する交付申請書兼実績報告書とともに市長に提出するものとする。

(関係書類の保存)

第13条 物価高騰対策支援金の交付を受けた申請者は、物価高騰対策支援金に係る関係書類について、交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第14条 市長は、物価高騰対策支援金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、交付事業者に対して、物価高騰対策支援金の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

各サービスの補助単価

（単位：円）

サービス対象種別	定員1人あたり	1事業所あたり
入所系サービス（療養介護・施設入所支援・宿泊型自立訓練）	7,000	
短期入所（医療型、福祉型）	7,000	
グループホーム	7,000	
通所系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、精神障害者生活支援センター、地域活動支援センター精神作業所型、地域活動支援センター作業所型）		30,000
訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）、移動支援、入浴サービス		20,000
計画相談支援、自立生活援助、後見的支援室、基幹相談支援センター、障害者自立生活アシスタント、発達障害者支援センター、障害者就労支援センター		20,000

※ 短期入所は、空床型は対象外とする。

横浜市物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

(申請先)

横浜市長

(申請者)

法人名

所在地

代表者職・氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

令和6年度横浜市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて横浜市物価高騰対策支援金の交付を申請し、実績を報告します。なお、物価高騰対策支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び令和6年度横浜市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。

1 サービス種別（※要綱別表より選択して記入） _____
（ サービス名： _____ ）

2 事業所名 _____

3 申請金額 _____ 円 定員 _____

4 事業所番号 _____ ※障害福祉サービス、地域生活支援事業のみ記入。

5 事業開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ グループホームの場合は、別紙【内訳表】にグループホームの名称等を記載してください。

6 以下の条件を全て満たすことを誓約します。

- (1) 申請事業所について、事業を開始しています。また、休止・廃止を行っていません。
- (2) 物価高騰分を理由とした利用者負担額の引き上げは、極力少なくするよう努めています。なお、利用者負担の額の引上げをしている場合であっても、物価高騰による影響は解消されていません。
- (3) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本物価高騰対策支援金を返還します。

7 添付書類

- (1) 令和6年度サービス提供分の障害福祉サービス費等支払決定額通知書（写し）等、事業を実施継続していることがわかる書類 _____ ※障害福祉サービス、地域生活支援事業のみ提出。
- (2) 横浜市物価高騰対策支援金交付請求書（様式第6号）

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

横浜市物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、物価高騰対策支援金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 サービス種別 _____

2 対象事業所名 _____

3 交付金額 _____ 円

4 事業所番号 _____

5 交付条件

次のいずれかに該当した場合は、物価高騰対策支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に物価高騰対策支援金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により物価高騰対策支援金の交付を受けたとき。
- (2) 申請条件としている誓約条項に反したとき。
- (3) 物価高騰対策支援金を第4条に規定する経費以外の用途に使用したとき。
- (4) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

担当：

横浜市物価高騰対策支援金不交付決定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、物価高騰対策支援金については、不交付とすることを決定したので通知します。

1 サービス種別

2 申請した事業所名

3 不交付の理由

4 事業所番号

担当：

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

年 月 日

横浜市物価高騰対策支援金交付申請取下げ書

（提出先）

横浜市長

（申請者）

法人名

所在地

代表者職・氏名

事業所番号

年 月 日 健 第 号で交付決定を受けた物価高騰対策支援金の申請を取り
下げます。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定額

(2) サービス種別

(3) 対象事業所名

(4) 事業所番号

2 取り下げる理由

3 添付書類

横浜市物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し

担当者：

連絡先：

横浜市物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

様

横浜市長

印

年 月 日 健 第 号で交付決定しました物価高騰対策支援金につきまして、交付決定を取り消しましたので通知します。

1 サービス種別

2 該当事業所名

3 交付決定取消理由

4 事業所番号

担当：

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

年 月 日

横浜市物価高騰対策支援金交付請求書

（請求先）

横浜市長

（請求者）※原則、様式第1号と同一。異なる場合は、委任状を添付。

法人名

所在地

代表者職・氏名

事業所番号

令和6年度横浜市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

なお、本請求書は、第7条第1項に規定する交付決定があった場合にのみ有効とします。また、本請求書の請求日については、同条に規定する交付決定日の翌々日にすることとします。

1 請求金額 _____ 円

（サービス名： _____）

（事業所名： _____）

2 振込口座

振 込 先	金融機関名及び支店名	銀行・信用金庫	支店
	(金融機関番号/ 支店コード)	/	
	預金種別及び口座番号	普通・当座	No.
	口座名義 (カナ)		

※「口座名義人」が「請求者」以外の場合は、委任状を添付してください

3 添付書類

- ・ 上記振込先がわかる金融機関の口座の通帳等の写し

(担当者)

氏名

連絡先

(留意事項)

本様式は、押印省略可能。

ただし、請求委任や受領委任を行う場合（「請求者」が「債権者」以外。または「口座名義人」が「請求者」以外）は、委任状を添付し、押印は、省略できません。

※この様式は適宜修正して使用できるものとする。

(参考様式)

年 月 日

委 任 状

横浜市長

(委任者)

住 所：_____

氏 名：_____ 印

(受任者)

住 所：_____

氏 名：_____

私（委任者）は、上記の受任者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 横浜市から交付される物価高騰対策支援金の請求に関する権限
- 横浜市から交付される物価高騰対策支援金の受領に関する権限